

令和5年6月30日
京丹後市役所

職員の懲戒処分について

1 処分理由 器物損壊及び信用失墜行為（地方公務員法第29条第3項該当）

当該職員は、令和4年8月7日午後6時ころから同日午後7時ころまでの間、京丹後市役所大宮庁舎において、日頃から勤務態度を注意されていた上司職員の執務机周辺の市管理備品（パソコン1台等4点）を投棄、液体かけ等により損壊させ、市に損害（140,575円相当）を負わせるとともに、当該行為により、しばらくの間、市の業務の遂行に影響を及ぼした。

さらに、上司職員に対して、SNS等での誹謗中傷により精神的な苦痛や不安を与えるとともに、事案発覚後も2回にわたり、業務上のスケジュールの削除など公務中における嫌がらせ行為により公務を妨害した。

これらのことは、職場内の秩序を乱し、職員の職の信用を失墜する行為である。

2 処分内容 懲戒 減給3月（10分の1）

3 処分年月日 令和5年6月30日

4 被処分者 市長公室人事課 兼 監査委員事務局 主任 41歳 男性

5 特記事項

市は、この事態（器物損壊）を受け、令和4年10月20日付けで、京丹後警察署に告訴状を提出、令和5年6月14日付けで京丹後簡易裁判所から当該職員に対し、刑法261条による器物損壊罪として罰金20万円の略式命令が発令され同月27日に確定した。

6 市長のコメント

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないよう指導を徹底し、市民の皆様からの信用の回復に一層努めてまいります。

お問い合わせ先
市長公室 人事課 島貫
電話：0772-69-0150